

機械・電気設備工事一般仕様書令和8年度版 【新旧対照表】

No	章	節	項	頁	令和7年版	令和8年版																								
					令和7年版	令和8年版																								
1	1	1	1	1-14	27. 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、「工事履行報告書」(第11号様式)を作成し、工事月報と共に発注者に提出しなければならない。なお、5%以上遅れている場合、遅れた理由及び遅れに対する対策を同様式に記入し提出すること。	27. 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、「工事履行報告書」(第11号様式)を作成し、工事月報と共に発注者に提出しなければならない。なお、5%以上遅れている場合、遅れた理由及び遅れに対する対策を同様式に記入 または別紙として 提出すること。																								
1	2	1	1	1-27	7. 施工計画書 受注者は、現場工事をはじめのあたり、あらかじめ監督員及び下水道事務所と、作業場所の占有、作業時間及び就業規則、施工順序及び搬入方法、その他注意事項について詳細な打合せを行い「施工計画書作成要領」(付則-7)に基づき施工計画書を作成し、原則として契約締結日から30日以内に監督員に提出し、 承諾を受けなければならない 。なお、提出時に未決定の場合又は追加、変更の場合にはその都度遅滞なく提出し 承諾を受けなければならない 。	7. 施工計画書 受注者は、現場工事をはじめのあたり、あらかじめ監督員及び下水道事務所と、作業場所の占有、作業時間及び就業規則、施工順序及び搬入方法、その他注意事項について詳細な打合せを行い「施工計画書作成要領」(付則-7)に基づき施工計画書を作成し、原則として契約締結日から30日以内に監督員に提出しなければならない。なお、提出時に未決定の場合又は追加、変更の場合にはその都度遅滞なく提出しなければならない。																								
1	3	1	1		6. 工場検査 工場立会検査の必要なものについては、 機器・主要資材製造会社決定後、「工場検査予定報告書」(書式-19)を監督員に提出しなければならない。また、主要機器については、工場検査に監督員が立会うことがあるので、その場合は工場検査30日前までに「工場検査願書」(書式-20)と「工場立会検査要領書」を提出し、その指示に従わなければならない。	6. 工場検査 工場立会検査の必要なものについては、 機器承諾後、工場検査30日前までに「工場検査立会申請書」(書式-19)及び「工場立会検査要領書」 を監督員に提出しなければならない。																								
1	3	1	1		7. 機器・主要材料搬入の確認 工事現場に搬入する機器・主要資材は「 工事材料〔検査・確認〕請求書 」(第14号様式)を提出し、監督員の確認を受けなければ据付してはならない。	7. 機器・主要材料搬入の確認 工事現場に搬入する機器・主要資材は「 材料確認書 」(第14号様式)を提出し、監督員の確認を受けなければ据付してはならない。																								
3	2	11			11. 予備品 (1) 予備品は特記仕様書に指定されているものを納入するほか、特に指定のないものであっても、正規運転状態において、1ヶ月以内に消耗と思われるもの(潤滑油、燃料油等は除く)は、1ヶ年分を供給し、その他運転管理上必要と認めるもので監督員が指示するものは全て納入しなければならない。 (2) 予備品は長期の保存に適するように厳重に包装し、内容品の種類及び数量を明示するほか必要なものには保管上の注意事項を記載する。	(削除)																								
3	4				14. ガasket (2) 配管に使用するフランジガasketは次表による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">使用流体</th> <th style="width: 50%;">材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ</td> <td>クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用</td> </tr> <tr> <td>曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、その他の高温ガス</td> <td>ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)</td> </tr> <tr> <td>次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ</td> <td>フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)</td> </tr> <tr> <td>燃料油、潤滑油</td> <td>NBR</td> </tr> <tr> <td>PAC</td> <td>EPDM</td> </tr> </tbody> </table>	使用流体	材質	汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ	クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用	曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、その他の高温ガス	ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)	次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ	フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)	燃料油、潤滑油	NBR	PAC	EPDM	14. ガasket (2) 配管に使用するフランジガasketは次表による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">使用流体</th> <th style="width: 50%;">材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ</td> <td>クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用</td> </tr> <tr> <td>曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、温水、その他の高温ガス</td> <td>ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)</td> </tr> <tr> <td>次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ</td> <td>フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)</td> </tr> <tr> <td>燃料油、潤滑油</td> <td>NBR</td> </tr> <tr> <td>PAC</td> <td>EPDM</td> </tr> </tbody> </table>	使用流体	材質	汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ	クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用	曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、 温水 、その他の高温ガス	ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)	次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ	フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)	燃料油、潤滑油	NBR	PAC	EPDM
使用流体	材質																													
汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ	クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用																													
曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、その他の高温ガス	ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)																													
次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ	フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)																													
燃料油、潤滑油	NBR																													
PAC	EPDM																													
使用流体	材質																													
汚水、汚泥、処理水、消化ガス、70℃以下のポリ鉄、苛性ソーダ	クロロレンゴム(CR)1MPa以上はニアスベストジョイントを使用																													
曝気用空気等60℃を越えるもの、蒸気、 温水 、その他の高温ガス	ニアスベストジョイントシート 渦巻きガasket(グラファイトテープ巻)																													
次亜塩素酸ソーダ、塩鉄、苛性ソーダ	フッ素樹脂(テロン加工品) CPE、FPM(ハイトン)																													
燃料油、潤滑油	NBR																													
PAC	EPDM																													

機械・電気設備工事一般仕様書令和8年度版 【新旧対照表】

No	章	節	項	頁	令和7年版	令和8年版																																																								
4	2	1			<p>2. 塗装 (4) 塗装は原則として下記とし、屋外等で塩害を考慮する場合の塗装膜厚は、監督員の指示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>日本塗料 工業会の 色標番号</th> <th>マシM記号 (参考)</th> <th>塗 装 膜 厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 内 機 器 外 面</td> <td>C25-70B</td> <td>5Y7/1</td> <td>60 μm以上</td> </tr> <tr> <td>屋 外 機 器 外 面</td> <td>▲</td> <td>〃</td> <td>80 μm以上</td> </tr> <tr> <td>配 電 盤 内 面</td> <td>▲</td> <td>〃</td> <td>40 μm以上</td> </tr> <tr> <td>取 付 計 器 類 わ く</td> <td>CN-15</td> <td>N1.5</td> <td>メーカー標準</td> </tr> <tr> <td>ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類</td> <td>▲</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>非 常 停 止 用</td> <td>C07-40X</td> <td>7.5R 4/14</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="3">メーカー標準</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	日本塗料 工業会の 色標番号	マシM記号 (参考)	塗 装 膜 厚	屋 内 機 器 外 面	C25-70B	5Y7/1	60 μm以上	屋 外 機 器 外 面	▲	〃	80 μm以上	配 電 盤 内 面	▲	〃	40 μm以上	取 付 計 器 類 わ く	CN-15	N1.5	メーカー標準	ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類	▲	〃	〃	非 常 停 止 用	C07-40X	7.5R 4/14	〃	そ の 他	メーカー標準			<p>2. 塗装 (4) 塗装は原則として下記とし、屋外等で塩害を考慮する場合の塗装膜厚は、監督員の指示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>マシM記号 (参考)</th> <th>塗 装 膜 厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 内 機 器 外 面</td> <td>5Y7/1</td> <td>60 μm以上</td> </tr> <tr> <td>屋 外 機 器 外 面</td> <td>〃</td> <td>80 μm以上</td> </tr> <tr> <td>配 電 盤 内 面</td> <td>〃</td> <td>40 μm以上</td> </tr> <tr> <td>取 付 計 器 類 わ く</td> <td>N1.5</td> <td>メーカー標準</td> </tr> <tr> <td>ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>非 常 停 止 用</td> <td>7.5R 4/14</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="2">メーカー標準</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	マシM記号 (参考)	塗 装 膜 厚	屋 内 機 器 外 面	5Y7/1	60 μm以上	屋 外 機 器 外 面	〃	80 μm以上	配 電 盤 内 面	〃	40 μm以上	取 付 計 器 類 わ く	N1.5	メーカー標準	ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類	〃	〃	非 常 停 止 用	7.5R 4/14	〃	そ の 他	メーカー標準	
対 象	日本塗料 工業会の 色標番号	マシM記号 (参考)	塗 装 膜 厚																																																											
屋 内 機 器 外 面	C25-70B	5Y7/1	60 μm以上																																																											
屋 外 機 器 外 面	▲	〃	80 μm以上																																																											
配 電 盤 内 面	▲	〃	40 μm以上																																																											
取 付 計 器 類 わ く	CN-15	N1.5	メーカー標準																																																											
ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類	▲	〃	〃																																																											
非 常 停 止 用	C07-40X	7.5R 4/14	〃																																																											
そ の 他	メーカー標準																																																													
対 象	マシM記号 (参考)	塗 装 膜 厚																																																												
屋 内 機 器 外 面	5Y7/1	60 μm以上																																																												
屋 外 機 器 外 面	〃	80 μm以上																																																												
配 電 盤 内 面	〃	40 μm以上																																																												
取 付 計 器 類 わ く	N1.5	メーカー標準																																																												
ス イ ッ チ の ハ ン ド ル 類	〃	〃																																																												
非 常 停 止 用	7.5R 4/14	〃																																																												
そ の 他	メーカー標準																																																													
4	2	1			<p>3. 付属品・予備品 (3) 予備品は、1年分を具備すること。 (4) 各設備ごとに整理箱に収納すること。</p>	<p>3. 付属品 (3) 各設備ごとに整理箱に収納すること。</p>																																																								
4	2	2			<p>2. 金属閉鎖形スイッチギヤ (7.2kV以下) (1) 準拠規格：JEM-1425 (2) 形式及び保護等級：特記仕様書に定めのあるものを除き次表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">形 式</th> <th colspan="2">保 護 等 級</th> </tr> <tr> <th>閉鎖箱</th> <th>仕切板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧引込盤</td> <td>CX</td> <td>IP 2 X</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤</td> <td>MW 又は PW</td> <td>IP 2 X</td> <td>IP 2 X</td> </tr> <tr> <td>受電補助盤</td> <td>MW 又は PW</td> <td>IP 2 X</td> <td>IP 2 X</td> </tr> <tr> <td>断路器盤</td> <td>CX</td> <td>IP 2 X</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>変圧器盤</td> <td>CY</td> <td>IP 2 X</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	形 式	保 護 等 級		閉鎖箱	仕切板	高圧引込盤	CX	IP 2 X	—	遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤	MW 又は PW	IP 2 X	IP 2 X	受電補助盤	MW 又は PW	IP 2 X	IP 2 X	断路器盤	CX	IP 2 X	—	変圧器盤	CY	IP 2 X	—	<p>2. 金属閉鎖形スイッチギヤ (7.2kV以下) (1) 準拠規格：JIS C 62271-200 (旧JEM-1425も使用可) (2) 形式及び保護等級：特記仕様書に定めのあるものを除き次表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">形 式 (括弧内は旧JEM-1425)</th> <th colspan="2">保 護 等 級</th> </tr> <tr> <th>閉鎖箱</th> <th>仕切板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧引込盤</td> <td>LSC1 (CX)</td> <td>IP 2 X</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤、 受電補助盤</td> <td>LSC1-PI (MW 又は PW)</td> <td>IP 2 X</td> <td>IP 2 X</td> </tr> <tr> <td>断路器盤、変圧器盤</td> <td>LSC1 (CX)</td> <td>IP 2 X</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	形 式 (括弧内は旧JEM-1425)	保 護 等 級		閉鎖箱	仕切板	高圧引込盤	LSC1 (CX)	IP 2 X	—	遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤、 受電補助盤	LSC1-PI (MW 又は PW)	IP 2 X	IP 2 X	断路器盤、変圧器盤	LSC1 (CX)	IP 2 X	—												
種 別	形 式	保 護 等 級																																																												
		閉鎖箱	仕切板																																																											
高圧引込盤	CX	IP 2 X	—																																																											
遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤	MW 又は PW	IP 2 X	IP 2 X																																																											
受電補助盤	MW 又は PW	IP 2 X	IP 2 X																																																											
断路器盤	CX	IP 2 X	—																																																											
変圧器盤	CY	IP 2 X	—																																																											
種 別	形 式 (括弧内は旧JEM-1425)	保 護 等 級																																																												
		閉鎖箱	仕切板																																																											
高圧引込盤	LSC1 (CX)	IP 2 X	—																																																											
遮断器収納盤、受電盤、 母線連絡盤、き電盤、 受電補助盤	LSC1-PI (MW 又は PW)	IP 2 X	IP 2 X																																																											
断路器盤、変圧器盤	LSC1 (CX)	IP 2 X	—																																																											
4	3	2			<p>(追加)</p>	<p>3. 計装機器の据付 (12) 防波管を取り付ける場合には、管内に汚泥が堆積しない、排泥できる構造とする。</p>																																																								
4	3	5			<p>5. フリーアクセスフロア (3) 付属品としてパネル開閉用治具（サッカー）を付属すること。また、予備品としてパネル及び支持金物を納入すること。</p>	<p>5. フリーアクセスフロア (3) 付属品としてパネル開閉用治具（サッカー）、パネル及び支持金物を納入すること。 (4) 床面にはモルタル仕上げを行う。</p>																																																								
4	3	8			<p>2. 接地線 接地線には緑色のポリエチレン絶縁電線を使用する。</p>	<p>2. 接地線 接地線には緑色の耐燃性ポリエチレン絶縁電線を使用する。</p>																																																								
付則2					<p>提出書類一覧表及び書式</p>	<p>提出書類一覧表及び書式 提出部数が2部以上のものを「1部又は必要数」に変更。</p>																																																								

機械・電気設備工事一般仕様書令和8年度版 【新旧対照表】																																																																										
No	章	節	項	頁	令和7年版	令和8年版																																																																				
			付則4	4	(4) 小学生徒 の浄化センター見学時には見学通路等の安全確保に努めるよう、下水道事務所の要望に協力すること。	(4) 見学者 の浄化センター見学時には見学通路等の安全確保に努めるよう、下水道事務所の要望に協力すること。																																																																				
			付則4	4	(12) 予備品 で納入する油脂類（ギヤオイル、グリス等）は下水道事務所使用の同メーカー製品とすること。	（削除）																																																																				
			付則5	1	付属品、 予備品 、分解工具リスト	付属品、分解工具リスト																																																																				
			付則5	2	付属品、 予備品 、保守用測定工具リスト	付属品、保守用測定工具リスト																																																																				
			付則13		機械設備の場合「Ⅲ. 各種リスト」・電気設備の場合「Ⅳ. 各種リスト」 1. 予備品 リスト 2. 工具 リスト 3. 付属品 リスト	機械設備の場合「Ⅲ. 各種リスト」・電気設備の場合「Ⅳ. 各種リスト」 1. 工具 リスト 2. 付属品 リスト																																																																				
			付則15	4	<p>(1) フォルダ名称についてフォルダ名称は下表に基づき全て作成する。ただし、該当しないフォルダは空のままとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名称</th> <th>分類</th> <th>原則として電子納品を行うべき工事関係資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MAINT</td> <td>保全に関する資料</td> <td>主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 予備品等引渡し通知書、鍵・備品・工具リスト、 官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料	(略)			MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 予備品等引渡し通知書 、鍵・備品・工具リスト、 官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等	(略)			<p>(1) フォルダ名称についてフォルダ名称は下表に基づき全て作成する。ただし、該当しないフォルダは空のままとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フォルダ名称</th> <th>分類</th> <th>原則として電子納品を行うべき工事関係資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MAINT</td> <td>保全に関する資料</td> <td>主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 鍵・備品・工具リスト、官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料	(略)			MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 鍵・備品・工具リスト、官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等	(略)																																														
フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料																																																																								
(略)																																																																										
MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 予備品等引渡し通知書 、鍵・備品・工具リスト、 官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等																																																																								
(略)																																																																										
フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料																																																																								
(略)																																																																										
MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、保全に関する説明書、保全の手引、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、主要機器図、 鍵・備品・工具リスト、官公署届出書類一覧、官公署届出書類、保証書の写し等																																																																								
(略)																																																																										
			書式		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>工場検査予定報告書</td> <td>仕様確認後直ちに</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>工場検査願書</td> <td>検査30日前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>補修完了報告書</td> <td>補修完了後</td> <td>第7号様式</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>完成検査書類一覧表</td> <td>完成検査時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>完成検査議事録</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>完成検査指摘事項</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>完成検査指摘事項手直し完了報告書</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>工事書類等引渡書</td> <td>完成検査合格後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>参考記載例</td> <td></td> <td>CALS提出時の工事打合せ簿の記載例</td> </tr> </tbody> </table>	19	工場検査予定報告書	仕様確認後直ちに		20	工場検査願書	検査30日前		21	補修完了報告書	補修完了後	第7号様式	22	完成検査書類一覧表	完成検査時		23	完成検査議事録	〃		24	完成検査指摘事項	〃		25	完成検査指摘事項手直し完了報告書	〃		26	工事書類等引渡書	完成検査合格後		27	参考記載例		CALS提出時の工事打合せ簿の記載例	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>工場検査立会申請書</td> <td>検査30日前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>補修完了報告書</td> <td>補修完了後</td> <td>第7号様式</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>完成検査書類一覧表</td> <td>完成検査時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>完成検査議事録</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>完成検査指摘事項</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>完成検査指摘事項手直し完了報告書</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>工事書類等引渡書</td> <td>完成検査合格後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>参考記載例</td> <td></td> <td>CALS提出時の工事打合せ簿の記載例</td> </tr> </tbody> </table>	19	工場検査立会申請書	検査30日前		20	補修完了報告書	補修完了後	第7号様式	21	完成検査書類一覧表	完成検査時		22	完成検査議事録	〃		23	完成検査指摘事項	〃		24	完成検査指摘事項手直し完了報告書	〃		25	工事書類等引渡書	完成検査合格後		26	参考記載例		CALS提出時の工事打合せ簿の記載例
19	工場検査予定報告書	仕様確認後直ちに																																																																								
20	工場検査願書	検査30日前																																																																								
21	補修完了報告書	補修完了後	第7号様式																																																																							
22	完成検査書類一覧表	完成検査時																																																																								
23	完成検査議事録	〃																																																																								
24	完成検査指摘事項	〃																																																																								
25	完成検査指摘事項手直し完了報告書	〃																																																																								
26	工事書類等引渡書	完成検査合格後																																																																								
27	参考記載例		CALS提出時の工事打合せ簿の記載例																																																																							
19	工場検査立会申請書	検査30日前																																																																								
20	補修完了報告書	補修完了後	第7号様式																																																																							
21	完成検査書類一覧表	完成検査時																																																																								
22	完成検査議事録	〃																																																																								
23	完成検査指摘事項	〃																																																																								
24	完成検査指摘事項手直し完了報告書	〃																																																																								
25	工事書類等引渡書	完成検査合格後																																																																								
26	参考記載例		CALS提出時の工事打合せ簿の記載例																																																																							